

船橋市マンション耐震診断助成事業要綱

平成18年3月31日
建指第975号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市内に所在するマンションの管理組合が当該マンションの耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を助成することにより、耐震改修等の促進を図り、もって建築物の地震に対する安全性の向上と市民の安心、安全な居住環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。
- (4) 予備診断 本診断に先立って実施する予備調査（一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める予備調査をいう。）又は一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（2011年改訂版）」に定める基礎調査により本診断の必要性を判断し、本診断に要する費用を見積もることをいう。
- (5) 本診断 法第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術指針事項」という。）第1の規定により行う耐震診断（技術指針事項第1第1号又は第3号の規定に基づき、木造の建築物等又は建物に付属する組積造の塀について行う耐震診断を除く。）をいう。
- (6) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している一級建築士（同法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）であつ

て、予備診断又は本診断を行うマンションの構造に応じた耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習、又は当該登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。）を修了した者をいう。

(7) 助成事業 船橋市マンション耐震診断助成金（以下「助成金」という。）の対象となる予備診断又は本診断に係る事業をいう。

（助成対象となる耐震診断）

第3条 助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる団体のいずれかに所属している耐震診断者が行う予備診断及び本診断とする。ただし、その他市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 一般社団法人 千葉県建築士会船橋支部
- (2) 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会船橋支部

（助成対象となるマンション）

第4条 予備診断の費用の助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
 - (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（「既存耐震不適格建築物」という。）であり、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したものであること。
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上であること。
 - (4) 住宅部分（マンションの専有部分のうち、専ら人の居住の用に供する部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計と非住宅部分（マンションの専有部分のうち、住宅部分以外の部分をいう。）の床面積の合計の3分の2以上であること。
 - (5) 住宅の戸数が6戸以上であること。
 - (6) 区分所有者が現に居住する住宅の戸数が、全住宅戸数の3分の2以上であること。
 - (7) 助成事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがないこと。
- 2 本診断の費用の助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 前項各号に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (2) 予備診断の結果、本診断が必要と判断されたものであること。

（助成対象となる管理組合）

第5条 予備診断又は本診断の費用の助成の対象となる管理組合は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあ

っては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条に規定するマンションの管理組合であつて、管理組合の集会（区分所有法第34条に規定する集会をいう。）において、この要綱の定めるところにより当該予備診断又は本診断の費用の一部について助成金の交付申請をする旨の決議及び当該申請に係る予備診断又は本診断を実施する旨の決議（以下「耐震診断実施等の決議」という。）がそれぞれ得られた者とする。緊急輸送道路沿道建築物の所有者又は管理組合であること。
- (2) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。
- (3) 法人である管理組合又は法人税法施行令第5条第1項に規定する収益事業を行っている管理組合である場合は、市税の滞納がない者であること。

（助成金の額）

第6条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定するマンションの管理組合に対し、一の建築物ごとに当該マンションの予備診断又は本診断に要する費用の一部について助成金をそれぞれ交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、予備診断又は本診断に要する費用に3分の2を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額（「助成基本額」という。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（「限度額」という。）を限度とする。

(1) 予備診断 34,000円

(2) 本診断 40,000円に全住宅戸数を乗じて得た額、又は180万円のいずれか低い額

3 第1項に規定する助成金の額は、消費税仕入控除税額（予備診断又は本診断に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ。）を除いて算定された額とする。

（交付申請）

第7条 予備診断又は本診断に係る助成金の交付を受けようとする管理組合（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市マンション耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象マンションの建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又は建築物確認証明書

(2) 専有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表

(3) 助成対象マンションの登記事項証明書

(4) 管理組合の規約の写し

- (5) 耐震診断実施等の決議があったことを証する書類
 - (6) 予備診断又は本診断に要する費用の見積書又はその写し
 - (7) 耐震診断者が第2条第6号に該当する者であることを証する書類の写し
 - (8) 消費税仕入控除税額取扱確認書
 - (9) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (10) 管理組合が法人である場合は、管理組合の法人登記事項証明書
 - (11) 助成事業の内容が本診断である場合は、次のアからウまでに掲げる書類
 - ア 助成対象マンションの外観が2面以上確認できる写真
 - イ 助成対象マンションの案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
 - ウ 助成対象マンションの本診断が必要と判断されたことが分かる予備診断結果報告書
 - (12) 第3条ただし書に規定する者が行う本診断である場合は、本診断の結果について耐震判定委員会（一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。以下同じ。）の判定に要する費用の見積書又はその写し
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が法人でない管理組合又は法人税法施行令第5条第1項に規定する収益事業を行っていない管理組合である場合は、第1項第9号に規定する市税を滞納していないことを証する書類を省略することができる。
- 3 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、予備診断又は本診断に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 免税事業者である。
 - (2) 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者である。
 - (3) 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者である。
 - (4) 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者である。
- 4 予備診断に係る助成を受けた者が、同一年度内に本診断に係る助成金を受けようとする場合は、第1項に規定する添付書類のうち、同項第8号及び9号に規定する書類を除き、予備診断に添付した書類は省略することができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を、不適正と認めるときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。

- (3) 金額の算定に誤りがないか。
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

- 第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附することができる。
- (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 交付決定の日から120日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
- (5) 船橋市マンション耐震診断助成事業要綱を遵守すること。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

- 第10条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震診断助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。
- 2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市マンション耐震診断助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

- 第12条 第8条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた管理組合（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認等)

第14条 助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市マンション耐震診断助成事業計画変更・中止承認申請書（第4号様式）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震診断助成事業計画変更・中止承認通知書（第5号様式）により助成事業者へ通知する。

3 助成事業者は、第6条第3項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第1項の規定を準用する。

(実績報告等)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の1月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市マンション耐震診断助成事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該期限内に報告できない合理的な理由があると市長が認めるときは、助成金の交付決定に係る会計年度の範囲内において、報告期限を延長することができる。

(1) 予備診断又は本診断結果報告書

(2) 予備診断又は本診断の実施に係る契約書の写し

(3) 予備診断又は本診断に要した費用の領収書の写し

(4) 助成事業の内容が予備診断である場合は、助成対象マンションの外観が2面以上確認できる写真

(5) 第7条第1項第11号に規定する書類を添えて申請した場合は、本診断の結果について耐震判定委員会の判定を受けたことを証する書類及び判定に要した費用の領収書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、第7条第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、次条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市マンション耐震診断助成事業消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

3 前項に規定する報告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、助成事業者はこれを返還しなければならない。

(助成金額の確定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市マンション耐震診断助成金確定通知書（第8号様式）により、当該助成事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付時期)

第18条 助成金は、第16条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第19条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市マンション耐震診断助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該助成事業者へ通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 暴力団等であることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、助成事業者が前条の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市マンション耐震診断助成金返還命令書（第10号様式）により命ずるものとする。

(理由の提示)

第20条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整

備し、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日建指第882号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月7日建指第432号)

この要綱は、平成20年10月7日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日公建第464号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日公建第323号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日建指第1757号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日建指第1644号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日建指第1611号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月20日建指第77号)

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日建指第1982号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。